

寺に移したるものなり。

八月十五日。松崎光忠、鹿島郡永光寺に、羽咋郡志指見保の畠を寄進す。

【永光寺文書】 鹿島郡 一四七二

永代寄進したてまつる畠之事

合昌堂所者 在志指見保之内
散在分之並也

右件之畠者、光忠重代相傳之地たりといへ共、依有志、爲後生菩提、限永代寄進申所實正明白也。若我等子々孫々において、違亂煩申輩出來候者、盗人の御沙汰たるべく候。地子は年中百文にて候間、長久知行可被成候。仍爲後日寄進狀如件。

松崎三郎左衛門

永祿九年ひのの八月十五日 光 忠 在判

永光御役者中 參

八月廿六日。本願寺顯如、武田信玄に、その上杉輝虎の加賀に出馬せんとするを聞きて信越國境に向かひたるを謝す。

【顯如上人書札案留】 一四七三

如芳翰久絶音問候。抑當秋長尾(上杉)、加州表可相働之由依申廻之儀、至信越堺則御出馬之趣、尤珍重候。毎度御入魂之次第、不能申述候。彌被加御分別御調略之段可爲欣悅候。猶下間上野法橋可申候。穴賢々々。
(顯如)
八月廿六日

德 榮 軒 甲州武田入道信玄事也

十月二十日。本願寺顯如、三淵宗薫に、その主足利義秋の斡旋する加賀・越前の和談が尙その時期にあらざることを報す。

【顯如上人書札案留】 一四七四

御内書謹而致拜見候。仍加越和陸之儀被仰出候。尤美目之至、過當無極候。雖然時宜可有如何候哉。先被加遠慮、可然様可被洩申入事肝要候。恐々謹言。
(顯如)
十月廿日

三淵伊賀入道殿 是は當公方様越前に御在國之時也

【顯如上人書札案留】 一四七五

尊書具令拜閱候。抑就加越和談之儀、被成御内書候。寔以爲恐此事候。雖然時宜可有如何候哉。則對宗薫以愚札申候。御分別專要候歟。猶下間上野法橋可申入候。此旨可得御意候。恐惶。
(顯如)
十月廿日

大覺寺殿

垂髮御中

十二月七日。淺見惠有、鳳至郡岩藏寺に、下町野莊小橋村の田地を寄進す。

【石倉比古神社文書】 鳳至郡 一四七六

下町野小橋村若田地之事

合百廿疇并廿五束疇在之

一、宮修理被成造榮、并可有下物、正月八日朝戸開、三月三日、同廿四日、五月五日、九月九日氏子共酒ヲ給らせ、晦日七度六升之下物者、□□□坂中に堂造榮、此内ニ二

二月十日。畠山德祐、上杉輝虎に、その能登入國の近きにあるべきを報す。

【伊佐早文書】 羽前 一四七七

新年之御慶、雖事舊候、更不可有際限候。仍入國近々ニ候間、定而可爲御満足候。彌於向後者、御入魂可爲本望候。猶重而可申達候間閣筆候。恐々謹言。
(顯如)
二月十日

謹上 上相殿

二月廿八日。本願寺顯如、畠山義綱に、その能登入國に際し加賀の門徒の助力を求めたるを謝

斗下物可有□□、此外ハ岩藏造榮可被成者也。右此意趣者、天真宗伯禪定門之爲也。

永祿九年十二月七日 淺見入道 惠 有 在判

岩藏十數疇遍上人 參

永祿十年 丁卯 紀元二二二七